

## 個人情報取扱特記事項

〔特記事項〕

(秘密等の保持)

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、その従業者がこの契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(利用目的以外の目的のための利用禁止)

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成等し、又は発注者から引き渡された資料等に記録された個人情報を、発注者の承諾なくして本契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なくして第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第3条 受注者は、本件業務を自ら行うこととし、第三者にその処理を再委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者が事前の書面により承認した場合に限り、受注者は、本件業務を再委託することができる。この場合において、受注者は、再委託先（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に対し、受注者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

3 前項の規定は、再委託した業務をさらに委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）する場合について準用する。

(複写、複製の禁止)

第4条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成等し、又は発注者から引き渡された資料等に記録された個人情報を発注者の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(事故報告義務)

第5条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成等し、又は発注者から引き渡された資料等に記録された個人情報を漏えい、毀損、滅失等した場

合は、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(返還義務等)

第6条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を、委託業務終了後、速やかに発注者に返還しなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成等した個人情報を使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ確実に廃棄し、又は消去しなければならない。

(従業者への通知)

第7条 受注者は、従業者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(報告義務)

第8条 受注者は、発注者が必要とする場合、発注者に対し、この契約による業務の状況を報告しなければならない。

(調査の受け入れ)

第9条 受注者は、発注者が必要とする場合、調査を受け入れなければならない。

(指導)

第10条 発注者は、受注者が委託事務の執行に当たり個人情報の取扱いが不相当と認められる時は、必要な指導を行うことができる。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第11条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、受注者は、発注者に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

## 【参考】

個人情報保護に関する法律（抜粋）

### （安全管理措置）

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務  
略

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

### （従事者の義務）

第67条 個人情報の取扱いに従事する…前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者…は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

## 第八章 罰則

第176条 …第66条第2項各号に定める業務…に従事している者若しくは従事していた者…が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された…個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。